

令和2年度東京都特別養護老人ホーム経営支援事業 の概要について（令和2年9月改正）

令和2年9月3日

東京都福祉保健局高齢社会対策部施設支援課

- 1 令和2年度東京都特別養護老人ホーム経営支援事業の
主な変更点について（追加分）**
- 2 評価加算「努力・実績加算」の各項目について
- 3 評価加算「医療対応強化支援加算」について

令和2年度東京都特別養護老人ホーム経営支援事業の主な変更点（追加分）

予算概要

令和2年度

34億2,157万1千円（変更なし）

主な変更点（追加分）

1 努力・実績加算の要件緩和

- 新型コロナウイルスの感染防止の観点から項目に実施回数を想定しているものについて、回数の要件を緩和
（緩和項目）▶ボランティア受入れ ▶他の社会福祉法人等との連携 ▶講座・サロン等の開催
▶地域高齢者の活動の場の提供 ▶島しょにおける人材確保

2 努力・実績加算の追加

- 新型コロナウイルス感染症対策に取り組む施設の努力を評価するため、項目を追加
（追加項目）▶感染対策の徹底
（追加項目）▶介護職員のメンタルケア対策の強化
（追加項目）▶利用者・家族に配慮した面会等の実施
（追加項目）▶事業継続計画（BCP）の見直し

1 努力・実績加算の緩和及び追加

令和2年度（改正前）

No.	項目	ポイント数		
		定員 70名以上	定員 69名以下	
1	サービス提供 体制等	有資格者の割合	2	
2		介護・看護職員の増配置	5	
3		職員定着率の向上	5	
4		ボランティアコーディネーターの配置	3	
5		障害者の雇用	2	
6		福祉避難所としての訓練等の実施	4	
7		事業継続計画に基づく訓練の実施	3	
8		自治会等との防災訓練の実施	4	
9		島しょにおける人材確保	採用・定着	10（島しょのみ）
10			研修	8（島しょのみ）
11	サービスの向 上	身寄りのない高齢者の受入れ	5	
12		社福軽減の実施	5	
13		要介護度の改善	3	
14		看取り介護研修の実施	2	
15		他法人等との連携による人材育成	2or1	10or6or3
16	地域社会への 貢献等	次世代への介護の魅力発信	2	4
17		講座・サロン等の開催	5or4or2	10or8or4
18		地域の高齢者の活動の場の提供	2	4
19	第三者評価未受審による減額	-8		



令和2年度（追加改正反映後）

No.	項目	ポイント数		
		定員 70名以上	定員 69名以下	
1	サービス提供 体制等	有資格者の割合	2	
2		介護・看護職員の増配置	5	
3		職員定着率の向上	5	
4		ボランティアコーディネーターの配置	3	
5		障害者の雇用	2	
6		福祉避難所としての訓練等の実施	4	
7		事業継続計画に基づく訓練の実施	3	
8		自治会等との防災訓練の実施	4	
9		島しょにおける人材確保	採用・定着	10（島しょのみ）
10			研修	8（島しょのみ）
11	サービスの向 上	身寄りのない高齢者の受入れ	5	
12		社福軽減の実施	5	
13		要介護度の改善	3	
14		看取り介護研修の実施	2	
15		他法人等との連携による人材育成	2or1	10or6or3
16	地域社会への 貢献等	次世代への介護の魅力発信	2	4
17		講座・サロン等の開催	5or4or2	10or8or4
18		地域の高齢者の活動の場の提供	2	4
19	感染症対策の徹底	5	10	
20	介護職員のメンタルケア対策の強化	5	10	
21	利用者・家族に配慮した面会等の実施	5	10	
22	事業継続計画（BCP）の見直し	3		
23	第三者評価未受審による減額	-8		

項目やポイント数は、令和2年度の実績を踏まえ、令和3年度以降に見直す可能性があります。

2 補助事業スケジュールの変更

変更のポイント

詳細は別紙「令和2年度 特養経営支援事業 年間スケジュール（改正後・令和2年9月）」を参照

(1) 新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえた改正に伴い、事業スケジュールを以下のとおり変更する。

- ・当初協議書依頼（評価加算） : 令和2年4月 → 令和2年9月
- ・当初交付申請依頼 : 令和2年6月～7月 → 令和2年10月～11月
- ・変更協議書依頼（すべての項目） : 令和2年11月～12月 → 令和3年1月
- ・変更交付申請依頼 : 令和3年3月 → 令和3年2月

(2) 補助金の第1回支払い時期を、9月から12月へ変更する。

	第1回支払時期	第1回交付割合
令和2年度 (追加改正後)	9月 ↓ 12月 (予定)	1/2 ただし、努力・実績加算は以下の式で算定された額の10/10を交付する。（結果として、努力実績加算の交付割合も1/2となる。） $\text{施設ごとの加算額} = \frac{\text{当該施設の獲得ポイント}}{\text{補助対象施設の総ポイント合計}} \times \text{努力・実績加算総額 (予算額の1/2)}$

目次

- 1 令和2年度東京都特別養護老人ホーム経営支援事業の
主な変更点について
- 2 **評価加算「努力・実績加算」の各項目について**
- 3 評価加算「医療対応強化支援加算」について

項目1 有資格者の割合

(1) 要件

令和2年4月時点において、介護職員における介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員初任者研修（平成25年3月31日以前に訪問介護員養成研修1級と2級を修了した者、平成24年3月31日以前に介護職員基礎研修を修了した者を含む）の資格を有する職員の占める割合が、常勤換算で70%以上

(2) 添付する資料

評価加算様式2-1別添1

(3) 施設において保管すべき書類

有資格者の資格証の写し

(4) Q&A（抜粋）

Q1. 4月末に資格を取得したものは、対象となるか。

A1. 4月1日時点で資格を取得しているものを対象とするため、対象とならない。

Q2. 2つ資格を持っている者（介護福祉士と実務者研修修了など）は2人とカウントしていいのか。

A2. 有資格者の実人員でカウントする。1人の人が複数の資格を持っていても「1人」とする。

Q3. 有資格者の数も常勤換算で考えるのか。

A3. その通り。常勤換算数が0.5人の計算になる方であれば、有資格者の数も0.5人になる。

項目2 介護・看護職員の増配置

(1) 要件

令和2年4月時点において、介護・看護職員の配置が、入所者2人に対して常勤換算で1以上

(2:1以上配置→入所者100名の場合50名以上を配置)

(2) 添付する資料

評価加算様式2-2別添1

(3) Q&A (抜粋)

Q1. 前年度入所者数はどう算出するのか。

A1. 前年度の入所者延数を当該年度の日数で割り、小数点第2位以下を切り上げて算出すること。

(老福基準条例施行規則第3条第2項および条例施行要領第2、6(5))

Q2. 新規施設で前年度の実績がない。前年度入所者数はどう算出するのか。

A2. 新設(または増床)から6か月未満の場合は、ベッド数の90%を便宜上の入所者とし算出すること。

6か月以上1年未満の場合は、直近6か月の入所者延数を6か月の日数で割って算出する。

(老福基準条例施行規則第3条第2項および条例施行要領第2、6(5)②)

項目3 職員定着率の向上

(1) 要件

令和2年4月1日時点において、令和元年4月1日時点に在籍していた介護職員の定着率が85%以上（離職率が15%以下）

(2) 添付する資料

評価加算様式2 - 3別添1

(3) Q&A（抜粋）

Q1. 平成31年1月に採用され令和2年2月に離職した職員は、1年以上在籍していた計算になるが、対象となるか。

A1. 対象とならない。あくまでも平成31年4月1日時点と令和2年4月1日時点での職員数で判断する。

Q2. 特別養護老人ホームに勤務していた職員が、同法人内の他の介護保険サービスの施設及び事業所に異動した場合、その職員は、加算の対象となるか。

A2. 対象となる。ただし、同法人を退職した場合は除く。

Q3. 新規開設した施設は、「職員定着率の向上」の加算の対象となるか。

A3. 対象とならない。

項目4 ボランティアコーディネーターの配置

(1) 要件

ボランティアコーディネーターを配置した上で、**年間25日以上**ボランティアを受け入れている。

(2) 添付する資料

評価加算様式2 - 4 別添1

(3) 施設で保管すべき書類

新たに当該加算を取得した場合は、コーディネーターの辞令（写）

(4) Q & A（抜粋）

Q 1. ボランティアコーディネーターに資格要件はあるか。

A 1. ボランティアコーディネーターの業務に従事する職員が該当するので、特に資格要件は設けていない。

Q 2. ボランティアコーディネーターは専従でなくてもよいのか。

A 2. 専従でなくてもよい。

Q 3. ボランティア団体を受け入れた場合の実績のカウントの仕方はどうなるか。

A 3. ボランティアを受け入れた事実を基に日単位でカウントする。1日に複数の団体を受け入れた場合でも1日とカウントする。

項目5 障害者の雇用

(1) 要件

令和2年4月1日時点において、障害者（身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳を取得されている方）を雇用している。

ただし、あん摩マッサージ指圧師加算の対象者は除く。

(2) 添付する資料

評価加算様式2－5別添1

(3) Q&A（抜粋）

Q 1. 施設において障害者として雇用しているが、障害者手帳等を取得していない方である場合は、加算要件を満たすか。

A 1. 当該項目においては、障害者手帳等を取得されている方を雇用している場合を対象とする。

項目6 福祉避難所としての訓練等の実施

(1) 要件

区市町村から福祉避難所としての指定を受けている施設で福祉避難所を運営するための訓練や備蓄等を行っている。

ただし、「事業継続計画に基づく訓練の実施」及び「自治会等との防災訓練の実施」の項目を兼ねる訓練は除く。

(2) 添付する資料

評価加算様式2-6別添1

(3) 施設において保管すべき書類

福祉避難所を運営するために実施した備えに関する資料（訓練の実施記録や備蓄物資のリスト等）

(4) Q&A（抜粋）

Q 1. 福祉避難所を運営するための訓練に、施設で例年行っている避難訓練は含まれるか。

A 1. 対象とならない。区市町村から指定を受けた施設が、災害時に福祉避難所を開設し、地域の要配慮者を受け入れるための訓練が対象となる。

Q 2. 1つの訓練の実施により、「福祉避難所としての訓練等の実施」、「事業継続計画に基づく訓練の実施」又は「自治会等との防災訓練の実施」のうち、複数の項目を同時に満たすことはできるか。

A 2. 原則として、1つの訓練で複数の項目を兼ねることはできない。ただし、複数の訓練を一体的に実施する場合、訓練の目的の設定や実施計画の策定、訓練後の見直しを別個に整理することにより、複数の項目を同時に満たすことができる。

Q 3. 入所者分の食料品等を備蓄しているが、これは、「福祉避難所を運営するための備蓄」に該当するか。

A 3. 福祉避難所は地域の要配慮者を受け入れるものであるため、入所者分の備蓄は該当しない。

項目7 事業継続計画に基づく訓練の実施

(1) 要件

災害時における事業継続計画（BCP）を策定した上で、事業継続訓練（集合研修、実動訓練、机上訓練等）を実施している。

ただし、「福祉避難所としての訓練等の実施」及び「自治会等との防災訓練の実施」の項目を兼ねる訓練は除く。

(2) 添付する資料

評価加算様式2-7別添1

(3) 施設において保管すべき書類

事業継続計画、事業継続訓練の実施記録

(4) Q&A（抜粋）

Q1. 「事業継続計画」とは何か。

A1. 大規模災害発生時において、入所者等の生命、生活及び財産の保護並びに社会福祉施設としての機能を維持することを目的とした計画である。

Q2. BCPを策定しているが、当該加算の対象となるか。

A2. BCPを作成した上で、事業継続訓練を行っていないと対象とならない。

Q3. 1つの訓練の実施により、「福祉避難所としての訓練等の実施」、「事業継続計画に基づく訓練の実施」又は「自治会等との防災訓練の実施」のうち、複数の項目を同時に満たすことはできるか。

A3. 原則として、1つの訓練で複数の項目を兼ねることはできない。ただし、複数の訓練を一体的に実施する場合、訓練の目的の設定や実施計画の策定、訓練後の見直しを別個に整理することにより、複数の項目を同時に満たすことができる。

項目8 自治会等との防災訓練の実施

(1) 要件

福祉避難所以外で、災害時の支援に関する協定を区市町村、自治会又は近隣の特養等と締結した上、施設が主催する防災訓練を連携して実施している。

ただし、「福祉避難所としての訓練等の実施」及び「事業継続計画に基づく訓練の実施」の項目を兼ねる訓練は除く。

(2) 添付する資料

評価加算様式2－8別添1

(3) 施設において保管すべき書類

防災訓練の実施記録

(4) Q & A (抜粋)

Q 1. 区市町村や自治会等が開催する防災訓練に職員が参加した場合、対象となるか。

A 1. 施設が主催することが要件であるため、対象とならない。ただし、区市町村や自治会等と合同で実施する場合、施設として訓練の目的の設定や実施計画の策定、訓練後の見直しを行うことにより対象となる。

Q 2. 近隣の特養等の「近隣」とはどの範囲をいうのか。

A 2. 距離に関する制限はなく、有事の際を想定した場合、その防災協定が役に立つかどうかポイントとなる。

Q 3. 1つの訓練の実施により、「福祉避難所としての訓練等の実施」、「事業継続計画に基づく訓練の実施」又は「自治会等との防災訓練の実施」のうち、複数の項目を同時に満たすことはできるか。

A 3. 原則として、1つの訓練で複数の項目を兼ねることはできない。ただし、複数の訓練を一体的に実施する場合、訓練の目的の設定や実施計画の策定、訓練後の見直しを別個に整理することにより、複数の項目を同時に満たすことができる。

項目9 島しょにおける人材確保（島しょ地域外からの職員確保）

（1）要件

島しょ地域外に住所を有している職員を採用するとともに、赴任時の旅費や住居手当の一部を負担するなど、職員の定着を図っている。

（平成29年4月1日～令和3年3月31日の期間に採用した職員）

（2）添付する資料

評価加算様式2－9別添1

（3）施設において保管すべき書類

旅費や住居手当の一部負担実績がわかる資料

（4）Q&A（抜粋）

Q1. 昨年度、島しょ地域外から職員を採用した際、赴任旅費を負担したが、今年度は特段の負担はしていない。この場合、加算の対象になるか。

A1. 対象とならない。今年度において職員定着の取組を行っている場合に対象となる。例えば、島しょ地域外から採用した職員に、住居手当や帰省等に要する旅費等を支給している場合などは、対象となる。

項目 10 島しょにおける人材確保（島しょ地域外の研修への参加）

（1）要件

島しょ地域外における資格取得及び技術向上のための研修に年に延べ5日以上参加している。

（2）添付する資料

評価加算様式 2 - 10 別添 1

（3）施設において保管すべき書類

島しょ地域外における研修へ参加した記録

（4）Q & A（抜粋）

Q 1. 資格取得や技術向上の研修にはどのようなものが含まれるか。

A 1. 職員が職務として「資格取得」及び「技術向上」を目的とする研修に参加するのであれば、特に内容は問わない。

Q 2. 島しょ地域外の研修に、職員 2 名が 2 日間にわたり参加した。
この場合は、延べ何日間となるのか。

A 2. 延べ 4 日間となる。（2 名× 2 日間 = 4 日間）

Q 3. 東京都以外の道府県で開催される研修に参加した場合は、対象となるか。

A 3. 対象となる。

項目 1 1 身寄りのない高齢者の受入れ

(1) 要件

令和2年4月1日時点において、身寄りのない高齢者（保証人、身元引受人、契約代理人となる親族等がない等）を入所者の5%以上受け入れている。

(2) 添付する資料

評価加算様式2 - 1 1 別添1

(3) 施設において保管すべき書類

身寄りのない高齢者の受入れの実績がわかる資料

(4) Q & A (抜粋)

Q 1. 親族はいるが、絶縁していて交流がない場合は対象となるか。

A 1. 事実上、保証人、身元引受人、契約代理人となる者がいない場合は対象となる。

Q 2. 身内以外の者が保証人・身元引受人・契約代理人になっている場合対象となるか。

A 2. 対象となる。なお、身内の者が保証人・身元引受人・契約代理人になっている高齢者は、対象外である。

項目 1 2 社福軽減の実施

(1) 要件

令和2年4月1日時点において、「社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業実施要綱」（平成12年5月1日付老発第474号の別添2）に基づき、利用者負担額の軽減を実施している。

(2) Q & A (抜粋)

Q 1. ショートや通所介護では行っているが、特養本体では行っていない場合は対象となるのか。

A 1. この補助金はあくまで特養に対するものであるため、特養で行う必要がある。

Q 2. 対象者がいなくても、制度としてやっていたらポイントの対象となるか。

A 2. 対象となる。

項目 1 3 要介護度の改善

(1) 要件

入所者のうち、令和2年4月1日～令和3年3月31日の期間に実施した更新又は区分変更において、前回の要介護認定時と比較して、要介護度が改善している入所者の割合が10%以上
※令和2年4月1日～令和3年3月31日の期間に要介護認定が行われた入所者が対象

(2) 添付する資料

評価加算様式2 - 1 3別添1

(3) Q&A (抜粋)

Q 1. 要介護が改善した入所者の要介護区分変更申請は当該年度中であつたが、認定は翌年度になった。この場合、当該年度の対象となるか。

A 1. 要介護度の有効期間の開始日が、当該年度中であつた場合は対象となる。

Q 2. 新規開設した施設は、「要介護度の改善」の加算の対象となるか。

A 2. 対象とならない。

項目 1 4 看取り介護研修の実施

(1) 要件

看取り介護に関する研修を年 2 回以上行っている。

(2) 添付する資料

評価加算様式 2 - 1 2 別添 1

(3) 施設において保管すべき書類

看取り介護に関する研修の実施記録

(4) Q & A (抜粋)

Q 1. 看取りに関する研修を、職員 1 人ひとりにそれぞれ、年 2 回以上実施する必要があるか。

A 1. 施設において看取りに関する研修を合計で年 2 回以上行っていればよい。例えば、初任者に対する研修を 1 回、その他の職員に対する定期研修を 1 回、計 2 回開催している場合は対象となる。

Q 2. 介護報酬上の看取り介護加算 (I) 又は (II) を取得していないと、当加算の取得はできないのか。

A 2. 取得できる。

看取り介護加算 (I) (II) の取得は、当該加算の要件としていない。

項目 1 5 他の社会福祉法人等との連携による人材育成

(1) 要件

他の法人が運営する福祉施設や介護保険事業所と連携した研修や人材交流を年間5回以上又は延べ5日間以上（年間3回以上又は延べ3日間以上、年1回以上又は延べ1日間以上）企画して実施している。

ただし、他の研修機関等が企画して実施する研修等への参加を除く。

(2) 添付する資料

評価加算様式 2 - 1 5 別添 1

(3) 施設において保管すべき書類

研修や人材交流の実施記録

(4) Q & A（抜粋）

Q 1. 社会福祉協議会等が主催する研修に参加した場合は、対象になるか。

A 1. 対象とならない。当該施設が企画して実施する研修である必要がある。

Q 2. 他の法人が運営している特養と、午前と午後で異なる研修を実施した場合、2回とカウントしてよいか。

A 2. 研修のテーマが異なるとともに、参加者を別に募るものである場合、2回とカウントする。

Q 3. 法人間で人材交流を行った場合、どのようにカウントすればよいか。

A 3. 派遣と受入れとでそれぞれ1日とカウントする。なお、1日に複数人を派遣した（受入れた）場合も1日とする。

Q 4. 他の法人が運営する施設と連携し、看取り介護に関する研修を実施した場合は、当該項目と「看取り介護研修の実施」の両項目を同時に満たすことはできるか。

A 4. この場合、どちらか1つを選択すること。

Q 5. 研修を年間4回、人材交流を延べ7日間行った場合は、合計11日間（回）とカウントしてよいか。

A 5. その通り。

Q 6. 他の法人が運営する施設と連携し、WEB会議サービス等を活用したオンライン研修を行った場合は、対象になるか。

A 6. 対象となる。

項目 1 6 次世代への介護の魅力発信

(1) 要件

職場体験等により小学校・中学校・高校の児童・生徒を受け入れている。

(2) 添付する資料

評価加算様式 2 - 1 6 別添 1

(3) 施設において保管すべき書類

受入れの実績がわかる資料

(4) Q & A (抜粋)

Q 1. 介護士を育成する介護福祉専門学校等からの受入は、対象となるか。

A 1. 対象とならない。

Q 2. 併設デイで受け入れた場合は対象となるか。

A 2. 特養で受け入れた場合に対象となるため、デイは対象外となる。

Q 3. 幼稚園児を受け入れた場合は、対象となるか。

A 3. 対象とならない。当該項目は、次世代への介護の魅力発信を目的としているため、対象は小学生から高校生までとしている。

項目 1 7 講座・サロン等の開催

(1) 要件

施設の職員が主体となり、近隣の高齢者に対する**年間25日以上**の配食サービスを実施している。または、介護予防教室・地域サロン・家族介護教室・認知症カフェ・子供食堂・会食サービス等を**年6回以上**（**年2回以上、年1回以上**）主催している。

ただし、他の事業や制度により補助されている場合や併設している地域包括支援センターが主催している場合等を除く。

(2) 添付する資料

評価加算様式 2 - 1 7 別添 1

(3) 施設において保管すべき書類

配食サービスや講座・サロン等の実施記録

(4) Q & A (抜粋)

Q 1. 対象となる。配食サービスや講座・サロンは、無償である必要はあるか。

A 1. 無償・有償は問わない。

Q 2. 併設の包括支援センターが主催する講座やサロン等に特養の職員も協力しているが、対象となるか。

A 2. この補助金は特養に対するものであるため、他施設等が主催する取組は対象外となる。

Q 3. 区市町村からの委託により講座・サロン等を開催しているが、対象となるか。

A 3. 区市町村からの委託事業は、区市町村の事業であるため、対象外となる。

項目 1 8 地域の高齢者の活動の場の提供

(1) 要件

施設の職員が調整して、地域の高齢者等の団体に対し、介護予防活動や生きがい活動等の場を**年3回以上**提供している。

ただし、他の事業や制度により補助されている場合を除く。

(2) 添付する資料

評価加算様式 2 - 1 8 別添 1

(3) 施設において保管すべき書類

提供した日時や地域の高齢者等の団体名等がわかる資料

(4) Q & A (抜粋)

- Q 1. 施設の地域交流スペースを開放し、地域の高齢者等の団体に利用していただいている場合は、対象となるか。
- A 1. スペースの開放のみでは対象とならない。当該項目は、施設職員が日時や場所、使用する備品など、団体と何らかの調整を行う場合に対象となる。
- Q 2. 地域の子供等の団体に施設を提供した場合は対象となるか。
- A 2. 当該項目は、介護予防活動や生きがい活動を通じて高齢者が地域とつながりを持ち、時には「地域社会を支える担い手」となる機会を創出することを目的としている。そのため、高齢者が主体でない団体に施設を提供する取組は対象としていない。
- Q 3. 「高齢者等の団体」について、高齢者の人数や割合の要件はあるか？
- A 3. 少なくとも複数の高齢者で構成され、介護予防活動や生きがい活動等を行う団体であれば対象となる。
- Q 4. 提供先の団体が、活動経費の補助をもらっているか、確認する必要があるか。
- A 4. 場所を提供したことに対して、施設が区市町村から補助を受けている場合や利用者から使用料を徴収している場合は、対象外となる。しかし、提供先の団体における補助の有無までは確認不要である。

項目 19 感染症対策の徹底

(1) 要件

感染症予防・感染症拡大防止に関する研修を年3回以上行っている。

(2) 添付する資料

評価加算様式2-19別添1

(3) 施設において保管すべき書類

感染症予防・感染症拡大防止に関する研修を実施したことがわかる資料
(例 開催案内や研修資料等)

(4) Q&A (抜粋)

Q1. 研修の実施回数(年3回以上)の中に省令基準に定められている年2回の研修を含めていいか。

A1. 計上してよい。法定の年2回に加え、1回以上研修を行えば要件を満たすことになる。

Q2. 年3回の研修は、対象者が重複していても1回とカウントしていいか。

A2. カウントしてよい。

項目 20 介護職員のメンタルケア対策の強化

(1) 要件

感染症対策により、精神的負荷が高まっていることを鑑み、介護職員のメンタルケア対策を強化している。

(2) 添付する資料

評価加算様式 2 - 20 別添 1

(3) 施設において保管すべき書類

メンタルケア対策を強化し、実施したことがわかる資料
(例 パンフレットや通知等)

(4) Q & A (抜粋)

Q 1. メンタルケア対策の強化とは具体的にどのようなことを行えばいいのか。

A 1. 施設内における相談体制の構築や協力医療機関を活用した相談窓口の設置等が例として挙げられる。それ以外にも介護職員が抱える不安や悩みを相談できる体制を整える等の対策を行うことが考えられる。

項目 2 1 利用者・家族に配慮した面会等の実施

(1) 要件

面会の実施にあたり、3密や飛沫の回避、手指消毒、検温等を徹底する体制を整え、適切な感染症対策を講じている。

または、オンライン面会の実施にあたり、職員が機器の操作等の支援を行っている。

(2) 添付する資料

評価加算様式 2 - 2 1 別添 1

(3) 施設において保管すべき書類

面会の実施に当たり、適切な感染対策を講じていることがわかる資料（例 パンフレットや通知等）

オンライン面会の実施にあたり、職員が操作等の支援を行ったことがわかる資料（例 パンフレットや通知等）

(4) Q & A（抜粋）

Q 1. 面会の実施における適切な感染症対策とは具体的にどのようなものか。

A 1. 例として下記のような取り組みが挙げられる。

- ・広い部屋を用意し、机やイスの配置を工夫し、密にならないようにする
- ・定期的に換気を行う
- ・アクリル板や飛沫防止シートの設置
- ・面会時間や面会人数の制限 等

Q 2. 職員が機器の操作等以外にどのような支援が要件を満たすと考えられるか。

A 2. 例として下記のような取り組みが挙げられる。

- ・アプリ等の簡易マニュアルの作成及び配布
- ・操作に関する問合せ対応
- ・タブレット等のICT機器の消毒 等

項目 2 2 事業継続計画（BCP）の見直し

（1）要件

事業継続計画（BCP）を見直し、新興感染症の発生に伴う対応を盛り込んでいる。

（2）添付する資料

評価加算様式 2 - 2 2 別添 1

（3）施設において保管すべき書類

新興感染症の発生時の対応を盛り込んだ事業継続計画（BCP）

（4）Q & A（抜粋）

Q 1. 感染症も想定した見直しとは具体的にどのようなものか。

A 1. 例として下記のようなものが考えられる。

- ・新興感染症が施設内で発生した場合の人員体制や連絡体制さらには近隣施設等との応援体制の見直し
- ・密集・密接をさけるためのサービス提供方法の見直し
- ・衛生物品等の備蓄品目や量の見直し

Q 2. 新規にBCPを策定し、その中に新興感染症が発生した場合も想定した内容を盛り込んだ場合は対象となるか。又は既に新興感染症が発生した場合の事業継続計画を策定している場合は対象となるか。

A 2. どちらの場合も対象となる。

Q 3. 震災等の避難時におけるサービス提供に際し、感染対策の実施を盛り込んだが対象となるか。

A 3. 震災や水害等の災害にかかる事業継続計画に感染対策を盛り込んだだけでは対象とならない。

努力・実績加算における拳証資料について

努力・実績加算の各項目について、加算要件を満たしていることを確認するための資料の簡素・合理化を行い、施設・都の双方の負担の軽減を図る。

～令和元年度

拳証資料として、「様式自由」のものが多く、施設が独自に作成した資料を添付

施設

どのような書類を添付すれば良いかわからない!?

都

要件を満たしているかどこを確認すれば良いかわからない!?



令和2年度～

原則として、項目ごとに1枚の「評価加算様式別添」（以下「別添」という。）を添付。
別添に記載した事項を証明する資料は施設にて保管



令和元年度まで

《評価加算協議時に提出する資料》

評価加算様式
ボランティアコーディネーターの配置

□
□

+

拳証資料
〇〇イベントの実施

1. 日時
2. 場所
3. イベント内容

□

施設がそれぞれに作成したため、様々な資料を添

令和2年度

《評価加算協議時又は実績報告時に提出する資料》※加算項目によって提出時期が異なる。

評価加算様式
ボランティアコーディネーターの配置

□
□

+

評価加算様式別添
例) 施設における〇〇の実施記録について

日付	内容	備考

「評価加算様式別添」を1枚添付

<参考> 令和2年度 特養経営支援事業における第三者評価等未実施時の取扱い

【平成30年以前】

○包括補助の50%を減額

【令和元年度】

○減額幅は過去10年間で最も低額であったH30年度の163,500円を減額。

【令和2年度】

○評価加算「努力・実績加算」でマイナス8ポイントを付与

【「付表3-2 評価加算「努力・実績加算」の補助額」】

(努力・実績加算の獲得ポイント(第三者評価未受審による減額以外) - 8ポイント)

× 1ポイントあたりの単価

目次

- 1 令和2年度東京都特別養護老人ホーム経営支援事業の
主な変更点について
- 2 評価加算「努力・実績加算」の各項目について
- 3 評価加算「医療対応強化支援加算」について

評価加算（医療対応強化支援加算）

【令和2年度における変更点】

○評価時期

（変更前）：補助年度の前年度の3月 → **（変更後）：補助年度の4月**

下記の補助要件や金額に変更はありません。

1. 補助内容

医療的ケアに従事する医師及び看護職員を基準より手厚く配置している施設に対して、その経費の一部を補助する。

2. 補助要件及び金額

（1）夜勤看護職員配置加算

（ア）夜勤時間帯を通じて、看護職員を配置している。

①週1日以上3日未満	200,000円
②週3日以上7日未満	400,000円
③週7日	600,000円

（イ）オンコール体制の確保 100,000円

（2）配置医勤務時間加算

（ア）配置医の勤務時間が常勤換算方法で0.5以上配置している。 2,000,000円

（ただし、入所者が100を超える施設は、0.5に加えさらに常勤換算方法で入所者を200で除した数以上。）

（イ）オンコール体制の確保 100,000円